

制 度 名	要保護児童生徒援助費補助金	主管課名	義務教育課 管理 G		
		問合せ先	029-301-5215		
目的・趣旨	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的な理由により就学困難と認められる児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者に対し、就学に必要な援助を行う。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 経済的理由により就学困難な児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者に対して、市町村が就学に必要な援助を行う事業。</p> <p>[補助要件等] 市町村が、要保護児童生徒と認定した保護者に対して、就学に必要な援助を行っていること。</p> <p>[対象経費] 学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費 等 ※ 就学予定者に対する経費は、「新入学児童生徒学用品費等」に限る。</p> <p>[補助限度額等] 文部科学省が定める国庫補助限度額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
要保護児童生徒就学援助事業実施市町村		1/2	—	1/2	—
〔令和 5 年度当初予算額〕 545 百万円（国予算）		〔令和 5 年度補助対象団体〕 令和 5 年 10 月決定予定			
<p>[備考] 生活保護法による教育扶助若しくは生活扶助によって援助されている費目については支給しない。</p>					

背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行う**こととされている。



目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



事業内容

【要保護者への就学援助】（令和3年度 約9万人）

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和5年度予算額（案）

・「**新入学児童生徒学用品費等**」の**単価引き上げ**
中学校：60,000円 → 63,000円（+3,000円）



【参考：準要保護者への就学援助】（令和3年度 約121万人）

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程のみ）

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業